

地域に必要な医師・看護職員の養成・確保

(文部科学省、厚生労働省)

【現状・課題】

医師・看護職員の確保が困難な過疎地域の多い北海道において、どこに住んでいても安心して医療が受けられるよう、地域医療を担う医師・看護職員の養成・確保に向けた施策の推進が必要である。

【提案・要望事項】

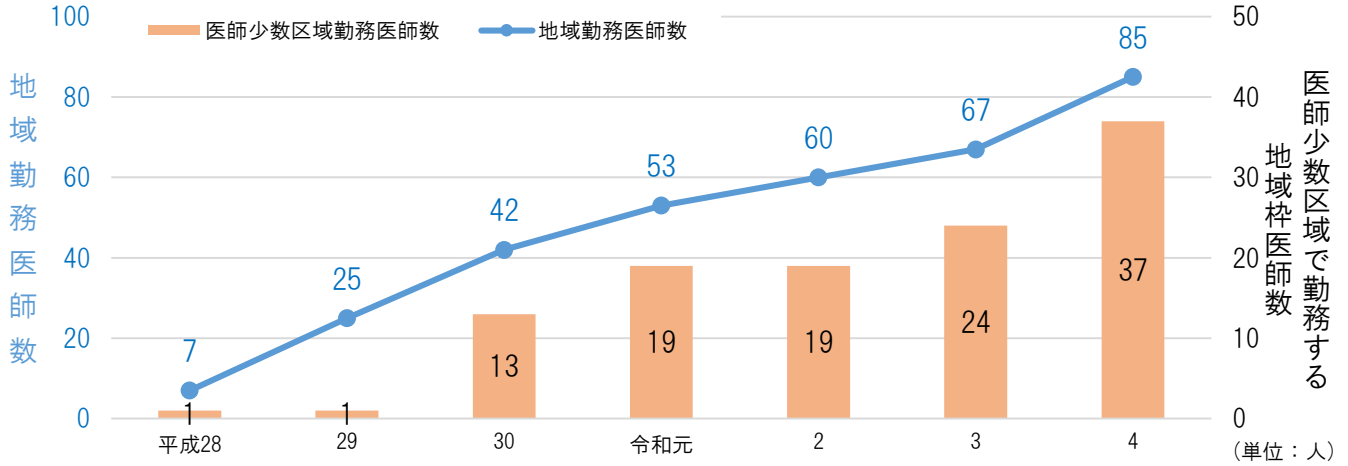
- (1) 地域及び診療科における医師不足・偏在対策の強化 (文部科学省、厚生労働省)
- (2) 医師の働き方改革の推進と地域医療提供体制の確保の両立に向けた支援の充実 (厚生労働省)
- (3) 医師・看護職員の安定的な確保等のための財政支援等の充実 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 医師の地域偏在や診療科における医師不足を解消し、地域の医療を安定的に確保するため、都道府県が必要とする医育大学の臨時定員を令和7年度以降も維持すること。
また、プライマリ・ケア等の地域医療を支える医学教育の充実や専攻医をはじめとした医師が一定期間医師の少ない地域で勤務経験する仕組みなど、医師養成過程を通じた医師確保対策の推進や、医師の少ない地域での勤務を促す環境整備に必要な財政措置の充実を図ること。
- ② 医師の働き方改革に伴う時間外労働の上限規制の適用等に当たっては、地域における救急医療等の医療提供体制に支障を来たすことがないように、医師確保・偏在対策の着実な進展とともに一体的に進めるほか、宿日直許可を行う際には、地域の実情を十分に把握した上で判断すること。
また、こうした上限規制への対応として働き方改革に取り組む医療機関への支援については、地方負担が生じていることから、全額国庫による支援制度とすること。加えて、都道府県に新たに課される業務について、十分な情報提供を行うとともに、地方負担が生じることのない財政支援措置を講じること。
- ③ 地域医療介護総合確保基金（医療分）については、医師や看護職員をはじめとする医療従事者の確保や偏在対策への取組に対し、十分な財源を確保すること。
また、需給推計により、不足が見込まれる看護職員の養成・確保や資質向上に向け、看護師等養成所の運営や都道府県ナースセンター事業などの取組に対する財政支援のほか、看護職員の地域での勤務が促進されるよう処遇改善に取り組むこと。

医育大学の臨時定員の維持

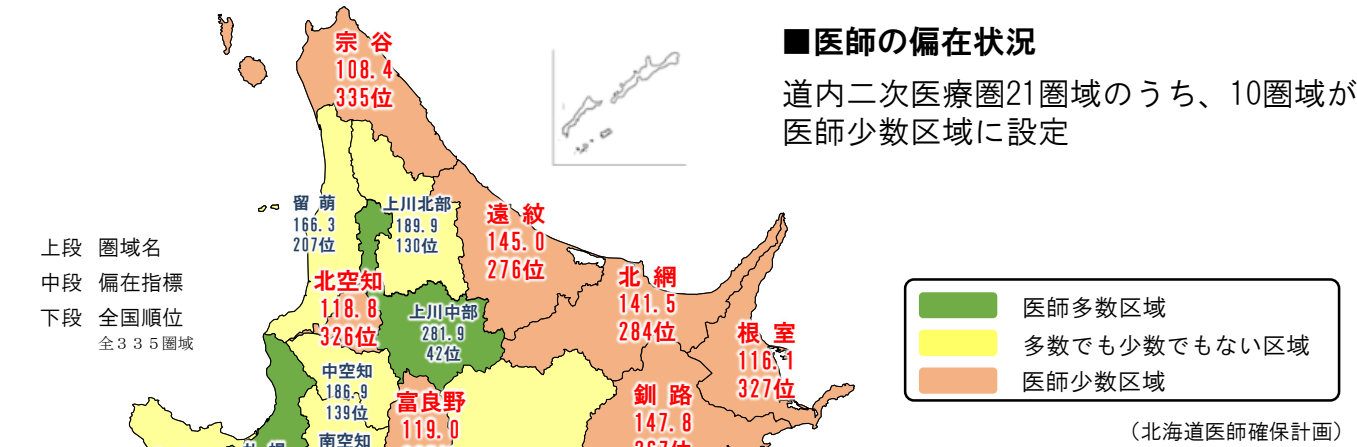
臨時定員（地域枠）と連動して修学資金の貸与を受けた医師の地域勤務者数は年々増加し、医師少数区域で勤務する医師も増加していることから、引き続き制度の維持が必要



医療従事者の偏在対策の強化

■医師の偏在状況

道内二次医療圏21圏域のうち、10圏域が医師少数区域に設定



■看護職員の偏在状況

道内に従事する看護職員は、年々増加しているものの、都市部に集中し、地域偏在が生じている。

